

学校感染症にかかったら

学校感染症にかかると、感染の拡大を防ぐために出席停止となります。治癒後、登校を再開する際は、医師の指示に従って、ご家庭で「学校感染症届」に必要事項を記入し、学級担任に提出してください。

以前は医師が記入した「登校許可書」が必要でしたが、平成 27 年度からはそれは不要になりました。医師による登校許可は必要としませんが、必ず医師の指示に従い、出席停止期間を守るようお願いいたします。

【学校感染症の種類と出席停止期間】

	疾病名	出席停止期間
第二種	インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後 2 日を経過するまで
第三種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

※感染性胃腸炎、溶連菌感染症、手足口病、マイコプラズマ感染症などは、第三種の感染症の「その他の感染症」として扱われる場合もあります。「その他の感染症」とは、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症としての措置を取ることができる感染症です。よって、ここに挙げた感染症に児童が罹患したとしても、直ちに出席停止の対象になるということではありません。

（文部科学省「学校において予防すべき感染症の解説」）